

横浜市とタイ港湾庁間で締結したパートナーシップに関する 覚書および基本合意書を更新しました！

横浜市は、タイ港湾庁※との間で、平成26年4月にパートナーシップ連携に関する覚書を、平成27年1月には具体的な取組に関して基本合意書を締結し、特定の分野における情報交換や相互協力について確認し、これまでも両港での研修やセミナーなどを通じて交流を深めてきました。

平成31年3月末で有効期限の5年を迎えたことで、更新についてタイ港湾庁と協議し、このたび、横浜市とタイ港湾庁間で締結したパートナーシップに関する覚書および基本合意書を更新しました。

引き続き、港湾管理者間の連携を深めるとともに、共に港湾の課題解決を進めていきます。

※ タイ港湾庁（Port Authority of Thailand, PAT）とは

タイ王国の主要港であるレムチャバン港、バンコク港及び地方港を管轄している機関。運輸省管轄の組織であり、かつ港湾管理者であるとともにターミナル運営者でもある。CO2 排出量削減目標を含めた“Green Port Project”（5か年計画）のもと、低炭素化の取組による環境に配慮した港湾運営を進めている。

1 覚書の概要

平成31年3月31日に更新した「横浜市とタイ港湾庁によるパートナーシップに関する覚書」では、以下の内容について確認しています。

- 1 両当事者は、以下の各分野において協力することに同意する。
 - (1) 港湾テクノロジーとイノベーション
 - (2) 港湾の持続可能な開発及び環境対策
 - (3) 両港間における海運業の動向
 - (4) 技術的なジョイントパートナーシップ
 - (5) 港湾管理と課題
 - (6) 港湾・海運に関わるマーケティングの促進
 - (7) 両当事者が相互に決定することができる他の分野における連携
- 2 ポートセールスに係る相互支援

2 基本合意書の概要

覚書の実行に関する基本合意書では、以下の内容について確認しています。

- 1 両者は、書類や情報の提供、人材の交流を通じ相互支援する。
 - (1) 人材育成
 - (2) 技術交流
 - (3) 情報交換
- 2 両者は、潜在的な地元のパートナーや顧客との連携を促進することにより、地域の市場開拓を相互に支援する。
 - (1) セミナー／会議
 - (2) プロモーション

経過

- 26年4月 タイ港湾庁と横浜市がパートナーシップに関する覚書に調印
- 27年1月 覚書に基づき、タイ港湾庁と横浜市港湾局が具体的活動について基本合意書に調印
タイ港湾庁において、タイ-日本の港セミナーを開催
- 27年11月 タイ港湾庁が横浜港を訪問、港湾局が研修実施（CFS機能強化、物流効率化等）
- 28年10月 横浜港埠頭株式会社が代表事業者として提案した、タイ港湾庁と横浜市のパートナーシップ連携に基づく「タイ国におけるJCMを活用した港湾の低炭素・スマート化支援調査事業」が、環境省「平成28年度低炭素社会実現のための都市間連携に基づくJCM案件形成可能性調査事業委託業務」に採択され、調査を実施。（～29年3月）
- 29年2月 タイ港湾庁が横浜港を訪問、港湾局が研修実施（人材育成、人事制度等）
- 4月 低炭素社会実現のための都市間連携事業委託業務（平成29年度）採択
- 8月 港湾局がタイ港湾庁主催のワークショップ“Yokohama Port Challenges for the 21st Century”へ職員を講師として派遣
- 30年4月 低炭素社会実現のための都市間連携事業委託業務（平成30年度）採択
- 7月 「横浜港の経済効果」や「港湾事業と資金調達」をテーマとしたセミナーの開催
- 31年3月 タイ港湾庁と横浜市がパートナーシップに関する覚書および基本合意書を更新

お問合せ先
港湾局賑わい振興課長 有路 益義 Tel 045-671-2874